

入札公告

制限付き一般競争入札（事後審査方式）の実施に係る共通事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、制限付き一般競争入札（事後審査方式）を実施する場合に係る共通事項について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

平成29年 2 月 1 6 日

八街市長 北 村 新 司

1 入札参加者に必要な資格

- （1）八街市制限付き一般競争入札実施要領第4条に該当しない者であること。
- （2）前号に規定するもののほか、対象案件ごとに入札公告に定める資格要件を満たす者であること。

2 設計図書等の配布及び閲覧

設計図書等の配布及び閲覧は、ちば電子調達システムの入札情報サービスで配布及び閲覧を行う。

3 質問及び回答

- （1）入札参加者は、設計図書等に対する質疑があるときは、対象案件ごとに入札公告に定める質問締切日時までに質問書（八街市制限付き一般競争入札実施要領：様式第3号）を事業担当課にFAXで提出すること。
- （2）質問書の持参は受付けないものとする。
- （3）質問書を提出した者は、到着確認の電話を行うものとする。
- （4）質問に対する回答は、ちば電子調達システムの入札情報サービスへ掲載する。

4 入札

- （1）入札書の提出期間は、対象案件ごとに入札公告に定める。
- （2）入札書の提出方法は、ちば電子調達システムの電子入札システムにより提出とする。
- （3）入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の消費税及び地方消費税を含まない金額（当該金額に1円未満の端数があることは、その端数金額を切り捨てた金額）を電子入札システムに入力すること。
また、単価契約の契約希望金額の消費税及び地方消費税を含まない金額に1円未満の端数があるときは、少数点以下第2位までとし第3位以降の端数金額を切り捨てた金額を電子入札システムに入力すること。
ただし、入札公告に特別の記載がある場合は、この限りではない。
- （4）入札書を提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書き換え又は引き換えすることはできないものとする。
- （5）入札保証金は、免除とする。

5 入札金額内訳書

- （1）入札金額内訳書の提出の有無は、対象案件ごとに入札公告に定める。
- （2）入札金額内訳書を電子入札システムを利用して提出するものとする。
- （3）入札金額内訳書に必要な事項は、工事の入札においては「八街市発注工事の入札における工事内訳書取扱要領」に定めるとおりとし、委託その他の入札については入札公告に示すとおりとする。

6 紙入札としての参加方法

- （1）紙入札業者として参加する場合の取り扱いは、八街市電子調達システム運用基準3-7の規定によるものとする。
- （2）紙入札として参加する場合は、提出期限までに電子入札案件紙入札参加届出書を八街市総務部財政課に持参で提出とする。
ア 提出先 八街市 総務部 財政課 管財検査班（持参のみ）
イ 提出書類 電子入札案件紙入札参加届出書（八街市電子調達システム運用基準：様式3）

7 辞退

- (1) 入札参加者は、入札参加者の都合により、入札書の提出後に入札を辞退する場合、開札開始予定日時までに辞退届を作成し、八街市総務部財政課へ持参により提出するものとする。
 - ア 提出先 八街市 総務部 財政課 管財検査班（持参のみ）
 - イ 提出書類 入札辞退届（様式は、八街市ホームページの「電子入札約款・様式等ダウンロード」のページからダウンロード）
- (2) 入札参加者は、辞退届を提出した後は、開札前後を問わず、撤回をすることはできない。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

8 入札の無効

無効となる入札は、八街市電子入札約款第7条に定めるとおりとする。

9 開札等

- (1) 開札日時、場所は、対象案件ごとに入札公告に定める。
- (2) 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日前日までに電話又はFAXにより八街市総務部財政課に連絡すること。
 - ア 連絡先 八街市 総務部 財政課 管財検査班
電 話 0 4 3 - 4 4 3 - 1 1 1 7
F A X 0 4 3 - 4 4 4 - 0 8 1 5
 - イ 連絡内容 ・開札の立ち会いを希望する入札公告の工事等の名称
・入札者の商号又は名称
- (3) 代表者以外の者が立ち会う場合は、次の書類を開札時に提出すること。
 - ア 立会委任状（八街市電子調達システム運用基準：様式第2）
 - イ 使用印鑑届兼委任状（年間委任している場合）

10 低入札価格調査制度

八街市低入札価格調査制度実施要綱に基づき調査基準価格を設定する場合においては、次のとおりとする。

- (1) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札の決定を保留しその入札価格によって契約内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、後日落札の決定があれば速やかに全入札者に通知する。
- (2) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格申込者又は落札者となるべき者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取に協力しなければならない。
なお、事情聴取に協力しない者の入札は無効とする。
- (4) 内訳書の提出がない者又は入札価格と合致しない内訳書を提出した者が行った入札は、無効とする。
- (5) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る契約の保証の額は、請負代金額の10分の3以上とする。
- (6) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る前払金は、請負代金額の10分の2以内とする。

11 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者候補者を決定する。
- (2) 紙入札業者については、入札書に記載したくじ番号を八街市が入力するものとする。
- (3) 入札書にくじ番号の記載がない場合には、電子入札システムのくじ番号自動生成機能により生成した番号をくじ番号とする。

12 落札候補者の決定

入札参加者のうち、有効な入札を行った者で、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者候補者とし、最低制限価格を設けない場合においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者候補者とする。

ただし、低入札価格調査の基準となる価格を設けている入札の場合において、入札の結果、低入札価格調査の基準となる価格を下回る入札があったときは、八街市低入札価格調査制度実施要綱に基づき落札者候補者を決定するものとする。

13 入札参加資格審査（事後審査）及び落札決定

- （１）落札候補者は、入札公告に定める期限までに入札公告に定める書類を八街市総務部財政課へ紙で提出しなければならない。
- （２）市長は、必要と認めるときは、前項の書類のほかに入札参加要件の確認を行うための資料の提出を求めることができる。
- （３）前各号に定めるもののほか、入札参加資格審査（事後審査）及び落札決定は、八街市制限付き一般競争入札実施要領第１５条に定めるとおりとする。

14 契約保証金

契約保証金の納付の有無は、対象案件ごとに入札公告に定める。

15 入札結果の公表

落札決定後、ちば電子調達システムの入札情報サービスにおいて速やかに公表する。

16 契約の締結

- （１）落札者は、落札決定の通知を受けた日から７日以内に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１３号）第２条に規定する契約に該当する場合は仮契約。次項において同じ。）を締結しなければならない。
ただし、市長が特別の事情があると認めたときはこの期間を延長することができる。
- （２）落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。
- （３）落札者の決定後、対象案件の契約締結までの間において、当該落札者が公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

17 その他

- （１）入札へ参加を希望する者が１者であっても、原則として入札を執行する。
- （２）資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- （３）一般競争入札参加資格確認申請書類のヒアリングは実施しない。ただし、記載内容等が不明確で入札参加資格を確認できない場合は、説明を求めることがある。
- （４）工事等の期限は、事情により変更することがある。
- （５）主任技術者は、入札公告において本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条第２項の規定に基づき、本工事と密接な関係のある他の工事との兼務を認める場合がある。
- （６）この公告に定めるもののほか、入札に関する手続き等は、次の各号のいずれかに定めるところによるものとする。
 - ア 八街市電子調達システム運用基準
 - イ 八街市電子入札約款
 - ウ 八街市制限付き一般競争入札実施要領

18 問い合わせ先

八街市 総務部 財政課 管財検査班
電 話 ０４３－４４３－１１１７
ＦＡＸ ０４３－４４４－０８１５